

介護保険サービス

利用者負担の激変緩和措置

市役所 南庁舎 高齢社会課
☎(0857) 20-3454
各総合支所 福祉保健課
(10 ページ 上段 参照)

平成 18 年度から市民税の「**老年者の非課税措置**」が廃止されたことにより、これまで非課税であった人が、課税の対象となる場合があります。

この場合、介護保険サービス利用者の負担を軽減する各種制度にも影響がおよぶことから、本市では、急激な負担増とならないよう、7月から2年間、激変緩和措置を行います。

1. 「高額介護サービス費」と「特定入所者負担限度額」の激変緩和措置

これらの激変緩和措置は、利用者負担が2段階以上あがる人について、1段階の上昇に留めます(下表1参照)。

表1

平成18年度の利用者負担段階	非課税措置があった場合の利用者負担段階	激変緩和措置 平成18年7月～平成20年6月利用分	平成20年7月利用分以降の利用者負担段階
第4段階	第1段階	第2段階	第4段階
	第2段階	第3段階	第4段階

2. 「社会福祉法人利用者負担軽減」の激変緩和措置

この激変緩和措置は、利用者負担段階が3段階から4段階へ上がる人で要件を満たす場合に、利用者負担の8分1を軽減します(下表2参照)。

表2

平成18年度の利用者負担段階	非課税措置があった場合の利用者負担段階	年間収入要件	激変緩和措置 平成18年7月～平成20年6月利用分 負担軽減割合	平成20年7月利用分以降の利用者負担軽減
第4段階	第3段階	190万円以下	1/8	なし

※右下「社会福祉法人利用者負担軽減」制度(※)参照

※1、2の激変緩和措置は、平成17年1月1日現在で65歳以上の人、市民税の「**老年者の非課税措置**」の廃止により課税者となったことで、利用者負担段階が上がった場合のみ対象となります。

(参考) 利用者負担段階判定基準

表3

利用者負担段階	該当する人
第1段階	市民税非課税世帯で、高齢福祉年金を受給している人、生活保護を受けている人
第2段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入との合計額が80万円以下の人
第3段階	市民税非課税世帯で、第1段階・第2段階に該当しない人
第4段階	上記以外の人(市民税課税世帯)

軽減制度

下記の制度は、利用者の課税状況などによる利用者負担段階(左下段表3参照)に応じて、申請に基づき適用されます。

「高額介護サービス費」制度

1カ月の介護保険サービスの自己負担額(利用料の1割)が高額となった場合、一定の上限額を超えた金額を払い戻す制度です。

利用者負担段階	高額介護サービス費 世帯上限額(月額)
第1段階	15,000円(個人)
第2段階	
第3段階	24,600円
第4段階	37,200円

「特定入所者負担限度額」制度

介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)やショートステイ(短期入所生活介護、短期入所療養介護)の利用について、食費と居住費(滞在費)の負担を一定額に抑える制度です。

利用者負担段階	特定入所者負担限度額(日額)				
	食費	居住費(滞在費)			
		多床室	従来型個室	ユニット型個室	ユニット型個室
第1段階	300円	0円	490円(320円)	490円	820円
第2段階	390円	320円	490円(420円)	490円	820円
第3段階	650円	320円	1,310円(820円)	1,310円	1,640円
第4段階	施設の設定した金額				

※()は、介護老人福祉施設に入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の額です。

「社会福祉法人利用者負担軽減」制度

社会福祉法人が行っている「訪問介護(介護予防、夜間対応型も含む)」、「通所介護(介護予防、認知症対応型も含む)」、「短期入所生活介護(介護予防も含む)」、「介護老人福祉施設(地域密着型も含む)」の利用について、介護保険サービスの自己負担(利用料の1割)、食費、居住費(滞在費)を一定の割合で軽減する制度です。

平成18年度の利用者負担段階	軽減する割合	年間収入要件
第1段階	1/2	150万円以下
第2・3段階	1/4	150万円以下

※第1段階で生活保護を受けている人は対象となりません。
※年間収入要件…単身世帯の場合であり、世帯員が1人増えるごとに50万円が加算されます。
※軽減を受けるには、収入要件のほかに預貯金などの資産や扶養などの要件もあります。